

工場等に対する排水規制の見直し（案）に関する  
パブリック・コメント手続の結果概要

1 関係資料

(1) 資料

「工場等に対する排水規制の見直し（案）」

(2) 参考資料

ア 関係法令（関連部分抜粋）

イ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例

ウ 環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（関連部分抜粋）

2 資料の閲覧方法

(1) インターネット

「ひょうごの環境」ホームページ内のトピックス一覧にて公開

(2) 県民情報センター及び地域県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 4 階）

各地域県民情報センター（神戸県民センターを除く各県民局・県民センター内）

(3) 意見を募集している担当課の窓口への備え付け

兵庫県環境部水大気課（神戸市中央区下山手通 5-10-1）

3 パブリック・コメント手続の実施期間

令和6年11月20日～令和6年12月11日

4 意見等の提出件数

4件（3人）

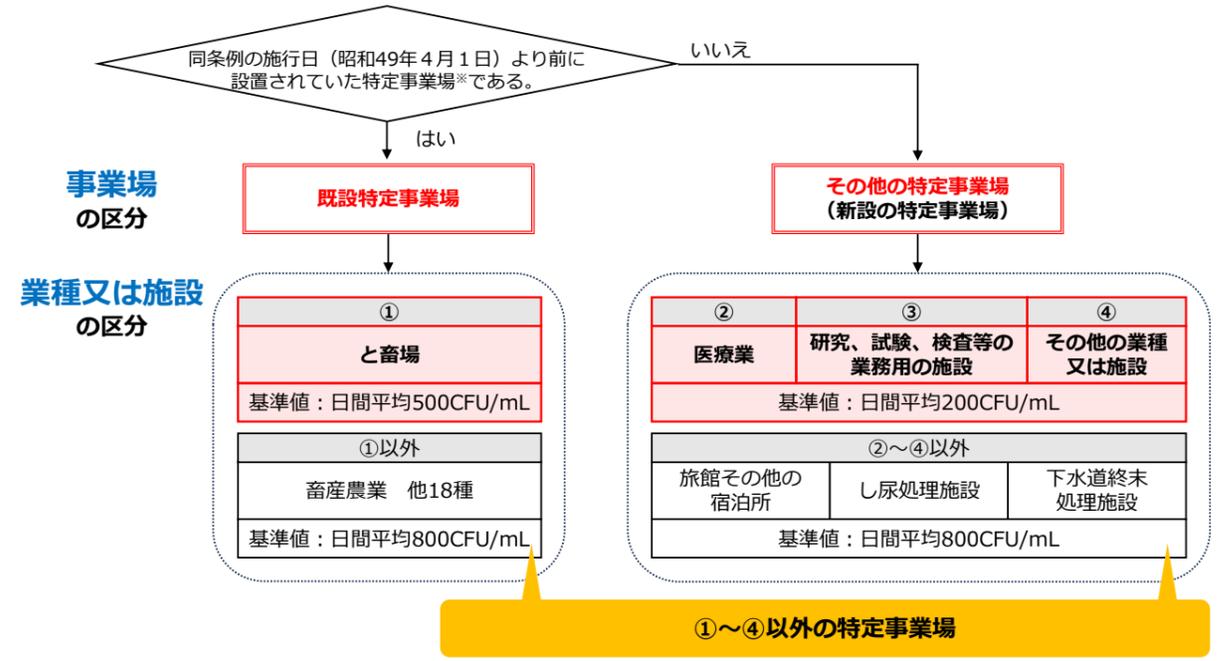
項目等	意見を反映	その他
法に基づく上乘せ排水基準の見直し	0	2
県条例に基づく規制基準の見直し	0	0
その他	0	2
合計	0	4

案 件 名 : 工場等に対する排水規制の見直し (案)  
 意見募集期間 : 令和6年11月20日～令和6年12月11日  
 意見等の提出件数 : 4件 (3人)

No.	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	法に基づく上乗せ排水基準の見直し案 (大腸菌数)	<p>パブリック・コメント資料の5頁で、左下の枠内に“右記①～④以外の特定事業場”、右の枠内に“その他の特定事業場、④その他の業種又は施設”と記載していることについて</p> <p>(1) 右の枠内で“その他”の記載が重複し、対象となる事業場が分かりにくいので、より具体的に記載してほしい。</p> <p>(2) “その他の特定事業場”の“④その他の業種又は施設”の記載は、全ての事業場を含んでいるのではないか。その上で、“右記①～④以外の特定事業場”と記載しても、“④その他の業種又は施設”との違いが分かりにくい。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例では、有害物質以外のものに係る排水基準を瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川及び岸田川水域で定め、各水域で適用する排水基準を事業場、業種又は施設等で区分しています。</p> <p>このうち、事業場について、「既設特定事業場」は同条例の施行日（昭和49年4月1日）より前に設置されていた特定事業場や水質汚濁防止法施行令の改正（特定施設の追加指定）等に伴い特定事業場となった事業場、「その他の特定事業場」は既設特定事業場以外の特定事業場（新設の特定事業場）と定義しています。</p> <p>また、業種又は施設について、“その他の業種又は施設”は「その他の特定事業場」のうち、“医療業”、“研究、試験、検査等の業務用の施設”、“旅館その他の宿泊所”、“し尿処理施設”、“下水道終末処理施設”以外のものを対象としています。</p> <p>資料中の「右記①～④以外の特定事業場」について、「既設特定事業場」は瀬戸内海水域の“と畜場”以外の業種又は施設（“畜産農業”他18種）、「その他の特定事業場」は瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川及び岸田川水域の“旅館その他の宿泊所”、“し尿処理施設”、“下水道終末処理施設”を指しています。</p>



**■大腸菌数に関する上乗せ排水基準の適用 (瀬戸内海水域の場合)**



\* 昭和49年4月1日以降、水質汚濁防止法施行令の改正（特定施設の追加指定）等に伴い特定事業場となった事業場を含む。

No.	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
2	法に基づく上乗せ排水基準の見直し案（大腸菌数）	<p>県が実施した実態調査で、と畜場の調査実施事業場数が1であるのは少ないのではないか。</p> <p>また、大腸菌数/大腸菌群数の値について、県は国が実施した調査結果から求めた「0.295」を採用しているが、国が実施した調査では、畜産農業は「0.345」、畜産農業と宿泊業は「0.299」となっている。大腸菌数が多く検出される事業場については、「0.295」とは異なる傾斜をつけるべきではないか。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>現在、県内で操業していると畜場のうち、河川など公共用水域に放流している事業場は1箇所です。</p> <p>県が実施した実態調査で当該事業場の排出水を分析した結果、大腸菌群数は0個/cm<sup>3</sup>、大腸菌数は0CFU/mLとなり、大腸菌数に関する上乗せ排水基準に適用する基準値は、国の改正内容と同様、現行の大腸菌群数に関する上乗せ排水基準値に「0.295<sup>※</sup>」を乗じた値としています。</p> <p>※ 国が実施した実態調査結果から得られた大腸菌数/大腸菌群数の平均値</p>
3	その他	<p>兵庫県内の河川で高濃度のPFASが検出されており、工場だけではなく、廃棄物処理場が汚染源となっているのではないかとみられている。</p> <p>兵庫県として、水道水の取水源である河川等でのPFAS規制が必要と考える。横出し条例として、PFASを規制の対象に加えてほしい。</p>	2	<p>[その他]</p> <p>県では、PFOS・PFOAについて、河川等でのモニタリングを令和6年度から地点数を増やして実施しています。また、国に対して、環境基準値を早期に設定するなど対策の強化を要望しています。</p>